

大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第1項の規定により聴取した意見について、同条第3項の規定により、次のとおりその概要を公告する。

令和元年5月10日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地（仮称）ドラッグコスモス甲南野田店 甲賀市甲南町野田字塚本 495
- 2 意見の概要 甲賀市からの意見
 - (1) 騒音・振動・悪臭・粉じん・濁水等の発生防止策を講じられたい。また、このような事象が生じた場合は早急に対策を講じるとともに、周辺住民への説明等、必要な対応を行われたい。
 - (2) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条に基づく許可申請に当たっては、内容の整合を図られたい。
 - (3) 当該店舗は景観計画区域に該当するため、建築物については、3階建以上、高さ10m以上、または延床1,000㎡以上の大規模建築物の場合、行為着手の30日前までに景観法に基づく届出をすること。また、敷地内広告物の総面積が10㎡以上の場合、屋外広告物許可申請をすること。
 - (4) 店舗建築工事の施工等、店舗開設のための準備については、時間や内容等を十分に周知し、地域住民との協議内容や本市関係各課から出されている意見等にも誠意を持って対応されたい。
 - (5) 雇用については、地元での積極的な採用の配慮をお願いしたい。
- 3 意見の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
甲賀市産業経済部商工労政課 甲賀市水口町水口 6053 番地
 - (2) 縦覧期間 令和元年5月10日から令和元年6月10日まで